



社援第1361号

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和3年2月5日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年12月22日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成31年3月1日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和2年12月22日付けで、請求人に対し、法第63条に基づき費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、令和3年2月5日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

きんがくがあわない

(2) 審理員が令和3年8月31日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

請求人はコロナの被害者である、
生活保護のルールのなか解らない

(3) 審理員が令和4年12月27日受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

こんかいネット投票はじめたのは [REDACTED] が馬券の発売を止めたからである
反即金は誤りがある
Aが個人攻撃をしたからである
いろいろ保護担当課にあるが話を聞いてほしい。

(4) 請求人から提出のあった書類には、次の記載がある。

令和2年12月22日付けの本件処分通知書には、「生活保護法第63条の規定により次のとおり返還金・徴収金の額等について決定したので通知します。」「1 返還金・徴収金決定額 金97,240円」、「4 決定理由 令和2年8月1日から同年10月10日までの通帳の出入金において競馬に関する収入を確認し、令和2年8月から10月に支給した保護費のうち、¥97,240円は保護費に要した費用を返還する義務がある旨を定めた生活保護法第63条に基づき返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和3年4月22日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

(ア) 平成31年3月1日

処分庁は請求人に対し、法による保護を開始した。

(イ) 令和2年5月29日

処分庁職員が家庭訪問をした際に請求人から「競馬の収入は認定になるのか」との質問がなされ、処分庁職員は早急な収入申告の必要と、収入認定の対象であることを説明した。

(ウ) 令和2年6月10日

請求人来所する。預金通帳を確認したところ、令和2年4月9日から [] からの入金および出金がみられた。請求人に詳細を確認すると、次の内容の申述がなされた。

- ・ [] に出金している分は、自分の賭金のうちレース等で使用されなかった分が返金されている。(請求人は出金部分について申述しているが、内容から入金部分についての申述と思われる)
- ・ 賭金すべてが使用されるわけではなく、未使用の分は週毎に返金される仕組みである。
- ・ 自分が儲けたのは令和2年5月24日の入金16,970円ぐらいである。
- ・ 馬券購入費用の明細等は一日毎に更新されてしまい、過去の分を提示するにはパソコンが必要であるが、自宅にパソコンがないため発行できない。
- ・ 携帯電話では一日分の記録のみしか確認できない。

請求人から、自分が購入した馬券費用を必要経費として認めてほしいとの申し出がなされたが、請求人から挙証資料などの提出はなかった。

(エ) 令和2年6月16日

ケース診断会議を開催し [] からの出金および入金の処置について検討を行い、次の結論を得た。

- ・ [] からの入金部分、払い戻しや剰余金も含めて、全額返還対象とする。
- ・ 収入の種類は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-エ-(イ)に基づく「その他の臨時的収入」となる。
- ・ 今回請求人から申告がなされたことから、法第63条に基づき月額8,000円を超える額を収入認定する。
- ・ 請求人から申し出のあった馬券購入費用の必要経費については、検討するにあたり、挙証資料等が不十分のため、再度請求人に追加の挙証資料がある場合は期限までに提出するよう伝え、提出後に再度検討を行うこととする。
- ・ 請求人に対する期限は令和2年6月26日までとする。
- ・ 同時に処分庁からも [] への調査を行い履歴等の確認を行うものとする。

請求人に上記の内容を説明したところ、請求人から期限を令和2年6月29日としてほしいとの申し出があり容認する。また、請求人に期限までに挙証資料等の提出がない場合は、通帳の入金分のみで返還決定を行う旨を説明し請求人これを承諾する。

(オ) 令和2年6月29日

令和2年6月30日

請求人来所する。

請求人より挙証資料を提出するには費用が発生するため、提出が困難との申し出があった。これにより同時並行で進めていた29条調査の回答結果を確認後に再度所内で検討することとなった。

(カ) 令和2年7月7日

処分庁は、[REDACTED] から29条照会回答を受理する。

(キ) 令和2年7月17日

令和2年7月21日

令和2年8月3日

令和2年8月21日

請求人から提出期限を延長してほしいとの申し出がある。一定の整理期間が必要であることを考慮し、これを認める。

しかし、請求人が必要経費の控除を申し出るのであれば、その挙証資料は、請求人から提出される必要があることを再度説明する。

(ク) 令和2年8月26日

令和2年8月27日

請求人から競馬収入に関する必要経費を示す挙証資料として、請求人が作成した書類の提出があった。しかし提出された書類は、詳細が不明であったため、請求人に翌日連絡し内容を確認する。

なおも口頭では内容が不明であった為、再度詳細を著した挙証資料の提出を求めたところ、請求人から令和2年9月11日まで期限の延長を求める申し出があり、これを容認した。

(ケ) 令和2年8月31日

請求人から、連絡あり次の内容の発言を受けた。

「処分庁所管部局に競馬収入の取り扱いについて、直接問い合わせたところ、『通帳の入金額で返還金は決定される』ことと、『負け分の馬券購入費用が必要経費として認定されることは困難』との説明を受けた、

「挙証資料の作成は、徒労となるのではないか」

「競馬収入の認定に際し、取り扱いに問題があると思う」

これらに対し、処分庁職員は次の内容の説明を行う。

- ・ 挙証資料の提出がなされても、請求人が望む返還額とならない可能性はある。
- ・ 必要経費にかかる挙証資料の提出は、処分庁からの指導指示事項ではない。
- ・ 請求人から必要経費の控除を求める申し出があったため、期限を定め挙証資料の提出を待っている。

(コ) 令和2年9月7日

請求人が来所する。唐突に競馬の収入に関する挙証資料は提出しないという発言をし、対応した処分庁職員に対し、激高し、暴言を吐き捨て、且つ定期的収入申告を行わないまま退所する。

(サ) 令和2年9月11日

必要経費の挙証資料の提出期限と設定していたが、請求人より連絡も来所も無く、挙証資料の提出はなされなかった。

(シ) 令和2年9月16日

請求人来所する。処分庁職員より競馬収入に関する経費を示した書類の提出がなかったため、預金通帳の入金額をもって返還決定を行う旨を説明すると、請求人これを承諾する。

(ス) 令和2年9月18日

ケース診断会議を開催し、請求人の競馬収入について検討を行い、次の結論を得る。
請求人が申告している令和2年4月～7月の預金通帳出入金のうち、確認できる
[REDACTED] およびBからの入金額を、法第63条に基づき、各月額8,000円を控除したうえで、計126,620円を返還決定する。

また、平成30年10月の保護費以降の相当分に当たるため、全額を法第77条の2の規定に基づく徴収金とする。

(内訳)

預金通帳の期間	入金合計	控除金額	返還金額
令和2年4月分	15,250円	8,000円	7,250円
令和2年5月分	29,120円	8,000円	21,120円
令和2年6月分	21,280円	8,000円	13,280円
令和2年7月分	92,970円	8,000円	84,970円
合計	158,620円	32,000円	126,620円

(返還決定の理由)

- ・ 請求人から必要経費等の控除を求める訴えがあったため、請求人の状況等を考慮し

- ながら数度、期限を延長等したうえで、挙証資料の提出を待った。
- しかし最終期限である令和2年9月11日までに、立証責任を持つ請求人から合理的な挙証資料の提出がなかった。
- また処分庁が行った [] からの29条照会による回答内容は、回答可能な期間のレースの取引履歴が示されていたが、請求人の預金口座への入金額が、レースの勝利によってもたらされたのか、馬券を購入することなく返金されたものなのは示されていないため、世帯の収益に関する整合性が確認できない。
- これらの経過や、市生活保護疑義照会集の第8章(2)－5の問答の取扱いを踏まえ、請求人から提出されている預金通帳の入金額をもって返還決定額を算出する。

(七) 令和2年9月23日

令和2年9月18日開催したケース診断会議の結論を踏まえ、法第63条に基づく126,620円の返還決定を処理する。

また、平成30年10月の保護費以降の相当分に当たるため、全額を法第77条の2の規定に基づく徴収金とする。

(ソ) 令和2年9月24日

令和2年9月25日

来所した請求人に返還決定額とその根拠を説明したうえで、返還決定通知書と納付書を手交する。

翌日の家庭訪問時にも請求人から返還決定の経緯に関する質問がなされた為、同様の説明を再度行った。

(タ) 令和2年10月15日

令和2年8月以降の競馬収入についても返還決定を行う予定であることを請求人へ説明する。請求人からは令和2年10月10日をもって、競馬は終了したとの申述を得る。

(チ) 令和2年11月17日

家庭訪問時に、令和2年10月15日に説明したとおり今後、返還決定を行っていくことを再度説明する。請求人からも先日のお通り、すでに競馬はやめているとの申述があった。

(ツ) 令和2年11月19日

請求人来所する。申告していたとおり、令和2年10月10日の [] への出金1,000円を最後に預金通帳上に、競馬の収入はみられなかった。

請求人に改めて令和2年8月～10月までの競馬収入の返還決定を行う旨を説明したところ、請求人から競馬の購入費用および払戻金の控除を認めてほしいとの申し

出があり、挙証資料等の提出があれば検討すると説明する。請求人も提出する意思を示した為、請求人と話し合い、令和2年12月15日までに必要経費に関する挙証資料等の提出がなければ、既に提出されている物証で返還決定の検討を行うこととした。

(テ) 令和2年12月15日

請求人来所する。競馬収入の返還決定に関しての必要経費に関する書類を持参したとの申し出があり、書類の提出があった。中身を確認したうえ請求人にも詳細を尋ねると、預金通帳に記載されている入金と出金を差し引いた金額を合計として計上しているとの説明があった。

請求人に、提出している挙証資料では購入費用や払戻金の具体的な金額が不明であること等を指摘したが、請求人からは、さらなる挙証資料の提出は拒否するとの意思が示された。

請求人に、今日までに提出している物証での返還決定を検討することとなることを説明する。

(ト) 令和2年12月21日

令和2年8月以降の競馬の収入の取り扱いについて検討するため、ケース診断会議を開催し、次の結論を得る。

請求人が申告している令和2年8月～10月の預金通帳上の出入金のうち、確認できる[]およびBからの入金額を、法第63条に基づき、各月額8,000円を控除したうえで、計97,240円を返還決定する。

また、平成30年10月の保護費以降の相当分に当たるため、全額を法第77条の2の規定に基づく徴収金とする。

(内訳)

預金通帳の期間	入金合計	控除金額	返還金額
令和2年8月分	96,140円	8,000円	88,140円
令和2年9月分	10,110円	8,000円	2,110円
令和2年10月分	14,990円	8,000円	6,990円
合計	121,240円	24,000円	97,240円

(理由)

請求人から期限までに必要経費に関する挙証資料の提出はあったものの、預金通帳内の[]およびBの入出金額を単に紙面に転記したものに過ぎず、預金通帳の情報以上のものは、請求人の求める控除金額の合計すら記されていない。

購入費用や払い戻し金の内訳が本人からの申告では客観的に確認できない為、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)に基づき、支払いを受けた配当金金額(通帳入

金)を当月の収入として扱い、月額 8,000 円を超える金額を認定する。

イ 本件処分の正当性について

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めており、生活保護の被保護者は、保護の実施機関へ収入を届け出る義務がある。届出義務については、保護の開始時に説明済みである。

法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

次官通知第 8-3-(2)-エ-(イ)において、「その他の臨時的収入(省略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額 8,000 円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

法第 63 条に基づく返還額の決定に関しては、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13-5-(1)において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」とされているが、同(2)-エにおいて、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を控除することが認められている。

さらに、問答集問 13-23-(2)において、法第 63 条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合には、「保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきもの」であり、「次第 8 の 3 の(2)のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算 8,000 円以内の額は返還対象から除外することとなる。」と示されている。

なお、市生活保護疑義照会集第 8 章(2)-5において、銀行口座による、競馬、競艇等の掛金及び払戻金の出入金についての返還金算定方法及び収入認定の方法について、競馬、競艇等については、馬券等購入費用(負けた金額)は必要経費として認められないので、払い戻しによる入金額を全額返還または徴収対象とすると示されている。

さらに、令和 2 年 11 月 5 日付け事務連絡においては、配当金が生じた馬券、舟券等の購入金額が明らかに確認できる場合は必要経費として認めても差し支えない旨が示されている。

本件についてみると、請求人が受領した預金口座中の競馬収入について、馬券等購入費用を必要経費として認めず、払い戻しによる入金額を全額返還対象とし、月額 8,000

円を超える額を収入として認定している。

請求人からは、経費控除のための根拠を示したいとの訴えがあったため、期日を設定したうえで、根拠資料の提出を待ったが、請求人が提出した挙証資料は、預金通帳内の[]およびBの入出金額を単に紙面に転記したものに過ぎず、預金通帳の情報以上のものは、請求人の求める控除金額の合計すら記されていない。

購入費用や払い戻し金の内訳が本人からの申告では客観的に確認できない為、次官通知第8-3-(2)-エー(イ)に基づき、支払いを受けた払戻金金額(通帳入金)を当月の収入として扱い、月額8,000円を超える金額を認定したものである。

本件審査請求において、請求人は請求理由に「(返還金の)金額が合わない」と記しているが、合わない金額がいくらなのかを何ら示しておらず、請求人が経費控除を訴える、理由や根拠、新たな明細や証拠書類も添付されていない。

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 訪問日を令和2年5月29日とする家庭訪問ケース記録票には、面談の内容及び指導内容を記載する欄に、「帰り際に急に競馬の収入は認定になるのかとの質問があり、1万5千円ほど稼いだとのこと。未申告のためすぐに申告しに来所すること、収入認定対象であることを説明する。請求人承知。」との記載がある。

イ 令和2年6月10日付けのケース記録票には、「競馬による収入について 請求人来所。令和2年5月29日の家庭訪問時に請求人から申告があった競馬の収入について、本日請求人から通帳の提示があり確認する。なお、元々競馬は現場に行き楽しんでいたのであるが、新型コロナの影響により現場が閉鎖してしまいネット上での参加となった為、今回掛金等が通帳に振り込まれることになったとの事情を聞く。令和2年4月9日から[]からの入金および出金がみられ、請求人に詳細を確認すると以下の証言あり。・[]に出金している分は自分の掛金のうちレース等で使用されなかった分が返金している(入金ではないのかと確認するも出金している分についてとのこと)・掛金すべてが使用されるわけではなく未使用の分は週毎に返金される仕組み・自分が儲けた(勝った)のは令和2年5月24日の入金¥16,970円ぐらいである・馬券購入費用の明細等は一日毎に更新されてしまい過去の分を提示するにはパソコンが必要であるが自宅にパソコンがないため発行できない(携帯は一日分の記録のみ提示可能であるため)上記を聞き取ったうえで、請求人から掛金の分を必要経費として認めてほしいと申し出があったが、組織判断するにあたり挙証資料の提示を求めるも、自身ではパソコンがなく用意できないため、処分庁のパソコンを使って明細書を発行してほしいと依頼があったが、職場のパソコンを請求人の私用のために使用することはできないと説明し、結局掛金を証明する物証の提示はなされなかった。そのた

め請求人に提示している通帳のみで組織判断を行うことを伝え請求人承諾される。」との記載がある。

ウ 令和2年7月14日付けのケース記録票には、「[]より29条照会の回答があり、回答内容について確認するため連絡する。[] 情報公開所管部署に架電する。(中略) 回答の業界用語について以下を聞き取る。・RMT作成日…取引日・預金残高格納日…本人ではなく[]側の資金異動による日付・累計購入金額…レース毎([]開催日*[]合)の購入金額の合計・累計払戻金額…レース毎(同上内容)の払戻金額の合計・ネット入金額…ネットに入金した金額(資産異動したもので過去の分含む)・ネット出金額…収益やレースに使用されなかった分の払戻金含む金額*本人の操作可能・返還金…賭けた(購入した)馬が怪我等によりレースに参加しなかった分の返金 上記以外にも、本世帯の場合はネットを介さなければ競馬取引ができないことや競馬の利益や収益を確認する場合は、一日当たりの購入金額と払戻金を比較しプラスの部分が利益に該当するのではないかとの意見あり。(一日分発売金額の欄を参照) なお、通帳に印字されている出入金はレースに使用されなかったネット入金の方も含まれているとのこと。(例: ネット通帳に10万円入金したもののレースを全く参加しなかった場合は自動的に10万円返金される)」との記載がある。

エ 処分庁が令和2年9月25日に受理した収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に、「8月分 働いた日数 0日 総収入 0円」との記載がある。

オ 令和2年10月15日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略) 請求人から9月分の収入申告書および通帳の提示あり。通帳を確認すると現在も競馬の収入がみられるため、前回決定した競馬収入は7月末までの分のため、今後8月以降の競馬収入についても返還決定する必要がある旨を説明。決定を行う前に請求人に連絡をいれることを伝え、請求人承諾。請求人に現在もインターネットでの投票を行っていることを確認したうえで、被保護者は欠格事項に値するため解約するよう生活指導する。すると請求人から自分もこれ以上返還するのは負担になるとの申し出があり、10月10日をもって競馬は終了するとの主張あり。」との記載がある。

カ 処分庁が令和2年10月15日に受理した収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に、「9月分 働いた日数 0日 総収入 0円」との記載がある。

キ 処分庁が[]に対して送付した令和2年10月15日付けの「生活保護法第29条に基づく調査について(依頼)」には、「保護の決定若しくは実施又は生活保護法(以下「法」という。)第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、次の事項について、別紙によりご回答くださるようお願いします。」「2氏名 請求人」「3 照会事項 いつもお世話になっております。下記の方の取引履歴(馬券購

入費用や余剰金等の流れ)の添付をお願い致します。(以前照会させて頂いた分の続きとして、RMT作成日が2020年8月20日以降の回答をお願い致します。)氏名 請求人」との記載がある。

ケ 処分庁が令和2年11月2日に [] から受理した「ご照会に対する回答について」には、「1.照会対象者 氏名 請求人」、「2.対象者の購入履歴等 別紙「RACF DUMP LIST」のとおり。※本会における電話・インターネット投票会員の投票内容保有期間は、約定により馬券を発売した日から60日間と定めていることを申し添えます。」との記載がある。

ケ 令和2年11月19日付けのケース記録票には、「請求人来所。定例の収入申告書および資産申告書の提出があり受理する。以下相談内容。・競馬収入の返還決定について先日の家庭訪問で主張していたとおり、請求人令和2年10月10日以降競馬をしていないことを確認。競馬を法律で禁止しているわけではないことを伝えるも、請求人「返還になるなら勿体ないと思って」との弁。7月末までの競馬収入は返還決定済みであり、請求人審査請求等を考えているとの発言があった為、納付は90日間が経過するまで待つこととなっている。8月以降の競馬収入について、返還決定を行う旨を伝えると、請求人から競馬の購入費用や払戻金の控除を認めてほしいとの申し出があり、以前同様担当ケースワーカー単独で決定することではないため、挙証資料等の提示があれば検討すると説明する。請求人挙証資料の作成意思があるとのことで、後日提出するとの主張あり。請求人と協議し合い令和2年12月15日までに必要経費に関する挙証資料の提示がなければ、すでに提出している書類(収入申告書や通帳の写し等)で返還決定をする旨を伝え、承諾する。なお、挙証資料を提示した場合でも、請求人が望むと通りの結果には至らない可能性もあると伝えておく。」との記載がある。

コ 処分庁が令和2年11月19日に受理した収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に、「10月分 働いた日数 0日 総収入 0円」との記載がある。

サ 処分庁が令和2年11月19日に受理した請求人の通帳の写しには、「年月日(和暦) 2--8--3 [] お預入れ金額(円) 4,360」、「年月日(和暦) 2--8--11 [] お預入れ金額(円) 22,640」、「年月日(和暦) 2--8--14 [] お預入れ金額(円) 31,320」、「年月日(和暦) 2--8--17 [] お預入れ金額(円) 760」、「年月日(和暦) 2--8--21 [] お預入れ金額(円) 7,570」、「年月日(和暦) 2--8--24 [] お預入れ金額(円) 3,040」、「年月日(和暦) 2--8--28 [] お預入れ金額(円) 17,500」、「年月日(和暦) 2--8--31 [] お預入れ金額(円) 8,950」、「年月日(和暦) 2--9--4 [] お預入れ金額

(円) 3,520]、「年月日(和暦) 2-9-7 [REDACTED] お預入
 預入れ金額(円) 3,630]、「年月日(和暦) 2-9-11 [REDACTED] お
 預入れ金額(円) 90]、「年月日(和暦) 2-9-14 [REDACTED] お
 預入れ金額(円) 30]、「年月日(和暦) 2-9-23 [REDACTED] お
 預入れ金額(円) 10]、「年月日(和暦) 2-9-28 [REDACTED] お
 預入れ金額(円) 2,830]、「年月日(和暦) 2-10-2 [REDACTED]
 お預入れ金額(円) 14,950]、「年月日(和暦) 2-10-5 [REDACTED]
 [REDACTED] お預入れ金額(円) 40]との記載がある。

シ 令和2年12月15日付けのケース記録票には、「請求人来所。今日が締め切りであった競馬の必要経費に関する書類を持参してきたとの申し出があり、別紙の書類の提示あり。請求人が独自に作成したものであり、仕組みを尋ねると、通帳に入金された金額と出金された金額を差し引いたものが計の数字になっているとのこと。請求人曰く、入金の欄の数字はその日に購入した馬券購入費用であり、払い出しの欄の数字は実際にレースに勝ち金額と払戻金額が合算されている分であるとの説明があり、それらを差し引いた分が返還対象になるとの主張があった。上記を査察指導員にも報告したうえで、査察指導員同席のうえ以下を説明する。・請求人の主張および提示されている書類だけでは購入費用と儲け等の関係が不透明であること・実際に請求人から提示されている書類は通帳を基に計算されており、通帳上に記載されている金額は処分庁もすでに把握していること・本来は生活保護制度における競馬の取り扱いは通帳の入金が全額返還対象であること・負けた分の競馬購入費用の控除は難しいこと・通帳だけでは分からない必要経費に関して請求人から協議してほしいとの申し出があった為、今日まで返還決定をせず保留していたこと、上記を聞き取ったうえで請求人から「レース毎に購入した費用の明細を作成しなければならないのか」と質問があり、通帳上以外での情報を協議してほしいと要望するならば、提出するのは妨げないこと、必要経費に関する書類はあくまで処分庁が求めているわけではなく、請求人が提出したいとの申し出があった為、提出するかは請求人の判断に任せること、挙証資料の提示がなければ現時点で確認できる物証を基に返還決定を行うことを伝える。すると請求人から上記のような情報は量が膨大で労力も大いに使われる、自分はもう出さないといった内容の発言があり、請求人に再度挙証資料の提示がこれ以上なければ現時点で確認できる物証で返還検討を行う旨を説明し、「もういいよ」と投げやりな様子で強く返答。前回決定した分(～7月末までの競馬収入)の必要経費も再度認めてほしいとの相談もあったが、すでに返還決定しており結果が覆ることは難しいことや、最終的には請求人が必要経費の挙証資料の提示を拒否した経緯等を伝え、決定に不服がある場合は審査請求等の情報提供を行っておく。」との記載がある。また、同日、請求人から提出のあった競馬の必要経費に関する書類には、請求人の通帳の入出金額が転記され、その差引額が記載されている。

ス。会議開催日を令和2年12月21日とするケース診断会議記録票には、ケースの問題点・診断事項として、「競馬収入の返還決定について 【これまでの経過】 令和2年9月23日に同年4月1日から7月31日までの競馬収入の返還決定を行う。同年10月15日に8月以降の競馬収入についても返還決定を行う予定であることを伝え、請求人から10月10日をもって競馬はやっていないとの申し出があり、11月17日の訪問時にも同様に今後返還決定を行っていくことを再度報告し、請求人からも先日の申告どおりすでに競馬はやめているとの申述があった。11月19日の来所時に請求人が申告していたとおり、10月10日の[]への出金¥1,000円を最後に競馬の収入はみられなかった。請求人に改めて8月～10月までの競馬収入の返還決定を行う旨を説明したところ、請求人から競馬の購入費用および払戻金の控除を認めてほしいとの申し出があり、挙証資料等の提示があれば検討すると説明する。請求人も提出する意思を示した為、請求人と話し合い令和2年12月15日までに必要経費に関する挙証資料等の提示がなければ、既に提出されている物証で返還決定を行うこととなった。【診断事項】 令和2年12月15日に請求人来所し、競馬収入の返還決定に関し、必要経費に関する書類を持参したとの申し出があり、別紙の書類の提出があった。中身を確認し請求人にも詳細を尋ねると、通帳に記載されている入金と出金を差し引いた金額を合計として計上しているとの説明があった。請求人に提出している挙証資料では購入費用や払戻金の具体的な金額が不透明であること等を指摘するも、請求人からこれ以上の挙証資料の提示は拒否する意思がなされ、今日までに提出している物証での返還決定になることを伝える。」との記載があり、決議事項として、「通帳で確認できる競馬に関する入金を生活保護法第63条に基づき、月額¥8,000円控除したうえで返還決定する。【理由】 請求人から期限までに必要経費に関する挙証資料の提示はあったものの、購入費用や払い戻し金の内訳が客観的に確認できない為、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)に基づき、支払いを受けた配当金金額(通帳入金)を当月の収入として扱い、月額¥8,000円を超える金額を認定する。【内訳】 8月 ¥88,140円・9月 ¥2,110円 10月 ¥6,990円 合計 ¥97,240円」との記載がある。

セ。令和2年12月22日付けのケース記録票には、「63条返還決定・77条の2徴収決定 令和2年12月21日のケース診断会議により決議された競馬の収入に関し、同月8月1日から10月10日までに通帳で確認できる競馬に関する収入¥97,240円を生活保護法第63条に基づき返還決定を行い、平成30年10月以降に支給した保護費に該当するため、法第77条の2の規定に基づき徴収決定を行う。なお、月額¥8,000円を超える額を返還対象とする。

《返還金内訳》	通帳入金	返還対象
令和2年8月	¥96,140円	¥88,140円
令和2年9月	¥10,110円	¥2,110円
令和2年10月	¥14,990円	¥6,990円
《支給した保護費》	別紙のとおり	

《合計返金額》 ￥97,240 円」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発第0723第1号)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ない

まま費消した場合を含む) (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額 (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額 (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。

2 本件処分について

(1) 前記審理関係人の主張の要旨 1 (4) のとおり、処分庁は、令和 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 10 日までの通帳の出入金において、競馬に関する請求人の収入を確認したとして、同年 8 月から同年 10 月に支給した保護費のうち 97,240 円について、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた法第 63 条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、請求人から提出のあった競馬に関する挙証資料から馬券の購入費用や払戻金の内訳が確認できなかったことから、次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (イ) に基づき、支払いを受けた通帳入金額を当月の収入として扱い、月額 8,000 円を超える金額を収入認定した旨主張する。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) ケ、シ及びスのとおり、処分庁は、請求人に対し、必要経費として控除してほしいとする金額が分かる挙証資料を提出するように求めたが、請求人から提出のあった挙証資料からは必要経費として控除すべき金額が確認できなかったことから、銀行口座への入金額を当月の収入として月額 8,000 円を超える金額を収入認定することを組織的に判断したことが認められる。

前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) シのとおり、処分庁が令和 2 年 12 月 15 日に受理した請求人が作成した競馬の必要経費に関する書類には、通帳に記載されている入金額と出金額が転記され、その差引額が記載されているのみであり、払戻金等の内訳が本人からの申告では客観的に確認できなかったという処分庁の主張には、首肯できる面がある。

しかしながら、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) ウのとおり、令和 2 年 7 月 14 日に、処分庁は、[redacted] に対し、請求人の通帳に印字された出入金はレースに使用されなかったネット入金の方も含まれていることを確認したことが認められる。

このことからすると、[redacted] から請求人の銀行口座へ入金された額は、請求人が購入した馬券の払戻金だけではなく、請求人が馬券を購入するために [redacted] へ入金し、使用されず返金された金額も含んだ額であることが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) キ及びクのとおり、処分庁は、[redacted] に対し、令和 2 年 8 月 20 日以降の請求人の競馬に係る取引履歴について、法第 29 条に基づく照会を行い、[redacted] から請求人の馬券の購入履歴等の回答を同年 11 月 2 日に受理したことから、請求人の馬券の購入履歴等を把握していたことが認められる。

しかしながら、処分庁がその把握した請求人の馬券の購入履歴等から請求人が購入した馬券の払戻金等を確認し、請求人の競馬に係る収入等についての検討を行った形跡は、本件事件記録から確認することができない。

以上のことからすると、処分庁は、[]への確認によって請求人の銀行口座に入金された額に、請求人が馬券を購入するために[]へ入金し、使用されず返金された金額が含まれていることを把握し、また、[]への照会結果により、請求人の馬券の購入履歴等も把握していたにもかかわらず、単に請求人の通帳に記載された入金額から月額 8,000 円を控除した額を収入として認定を行ったものであり、請求人の競馬に係る収入等に関する調査及び検討が不十分であったといわざるを得ない。

- (3) また、前記 1 (5) のとおり、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が定めた額とされている。

本件事件記録からは、本件処分にあって、処分庁が、請求人に対し、自立更生のための費用について検討する旨を伝えた形跡は確認できず、また、請求人の資産や収入の状況、その生活実態及び当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、本件処分が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した経過も認められない。

法第 63 条に基づく返還額の決定にあたっては、上記の取扱いが求められるところ、処分庁の自立更生にかかる控除に関する請求人への説明、請求人の資産等の調査及び要返還額から自立更生にかかる控除が必要であるかの検討が不十分であるといわざるを得ない。

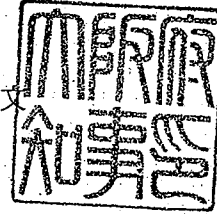
- (4) 以上のとおり、処分庁は、本件処分に至る過程において、必要な調査及び検討を欠いていたと認めざるを得ず、その手続に瑕疵があり、違法又は不当な点が認められることから、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。